



ぐんまの水環境

第 14 号

平成31年2月 発行



群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1 FAX 027-280-3331

今、世界で起きている 「プラスチックごみ問題」について 考えてみましょう

※この記事の一部はWWF日本の「海洋プラスチック問題について」から抜粋したものです。

ポイ捨てなどにより、回収されず河川などを通じて世界中の海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり残存し、このままでは2050年までに海に捨てられるプラスチックごみの総重量は、海に生息する魚の総重量を上回ることが予想されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。



© Greg Armfield/WWF

波と共に押し寄せ、海岸を埋め尽くすゴミの山。洋上はるかな無人島の浜にも打ち上げられる空のペットボトル。海流に乗って何千キロも流され、浮遊を続けるビニール袋、海底の泥の中に大量に堆積するマイクロプラスチック… 今、海に大量に流入する**プラスチック**が、世界的な問題となっています。

世界の海に既に存在しているといわれるプラスチックごみは、合計で1億5,000万トン。そこへ年間800万トン(重さにして、ジャンボジェット機5万機相当)が新たに流入していると推定されています。

海洋ごみの影響により、魚類、海鳥、アザラシなどの海洋哺乳動物、ウミガメを含む少なくとも700種類もの生物が傷付られたり死んだりしています。このうち実に92%がプラスチックの影響、例えば魚網などに絡まったり、ポリ袋を餌と間違えて摂取することによるものです。プラスチックごみの摂取率は、ウミガメで52%、海鳥の90%と推定されています。

一度放出されたプラスチックごみは容易には自然分解されず、多くが数百年間以上もの間、残り続けます。これらの多くは、波や紫外線等の影響で、小さなプラスチックの粒子となり、それが世界中の海中や海底に存在しています。5mm以下になったプラスチックは、**マイクロプラスチック**と呼ばれています。既に世界中の海に存在するマイクロプラスチックが海洋生態系に取り込まれ、さらにボトル入り飲料水や食塩などに含まれている可能性が指摘されています。



© Troy Mayne/WWF

プラスチックごみを減らすために 私たちができること

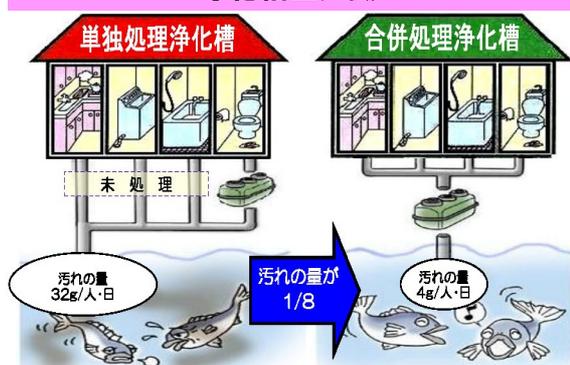
コーヒーチェーン大手のスターバックスがプラスチック製ストローを2020年までに世界中の店舗で廃止すると発表したことが昨年話題となりましたが、過去50年間で世界のプラスチックの生産量は20倍に拡大しています。特に**ペットボトル**や**レジ袋**、食品トレーやストローなど一度利用されただけで捨てられてしまう「**使い捨て用**」に使われることの多いパッケージ用のプラスチック生産が、プラスチックごみの量を増やすことに大きく影響しています。



私たちにできることは、ポイ捨てをしないことに加え、プラスチック類、特に「**使い捨て用プラスチック**」の利用自体を減らしていくことです。日本は1人当たりのパッケージ用プラスチックごみの発生量が、アメリカに次いで世界で2番目に多い国です。国内で1年間に使用されるレジ袋は約400億枚と推計され、1人当たり1日約1枚のペースでレジ袋を消費していることとなります。そこで、例えば**マイバッグ**や**マイボトル**を持ち歩き、プラスチックでできたレジ袋やペットボトルの利用を減らしていくことができます。豊かな川や海を次の世代に残していくためにも、地球への脅威となりつつあるプラスチック問題を解決しなければなりません。他の誰かが解決してくれるのを待つのではなく、プラスチック製品を日々利用する私たち一人一人が、できることからすぐにでも実践していく必要があります。



浄化槽豆知識



(注) 汚れの量は、1人1日当たりの排出量をBOD（生物学的酸素要求量）で表したものです。

家庭から出る排水をきれいして身近な水路や河川に流すために皆さんのご家庭に設置されている**浄化槽**にはトイレの汚水だけを処理する「**単独処理浄化槽**」と、トイレの汚水と台所・お風呂・洗濯排水などを一緒に処理することができる「**合併処理浄化槽**」があります。

単独処理浄化槽は生活排水の処理ができないため、現在、新たに設置することはできません。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽をお使いのご家庭と比較して、河川へ流出する汚れの量を1/8に減らすことができます。下水道等の計画が無い地域で単独処理浄化槽をお使いの方は、合併処理浄化槽への転換をお願いします。多くの市町村では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合には**補助金**が交付されます。くわしくは、お住まいの市町村担当窓口にお問合せください。

浄化槽を適正に利用して 群馬県の水環境を守りましょう

… 浄化槽についてのお問い合わせ先 …

- 浄化槽全般に関すること
 - ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係（電話 027-226-2853）
または、お住まいの地区を管轄する環境事務所（環境森林事務所）
 - ・前橋市役所 西部清掃事務所（電話 027-253-1009）（補助金については水道局下水道整備課 898-3074）
 - ・高崎市役所 一般廃棄物対策課（電話 027-321-1253）（補助金についても同じ）
- 合併処理浄化槽へ設置替える際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること
 - 一般社団法人 群馬県浄化槽協会（電話 027-251-0325）
 - 一般社団法人 群馬県環境保全協会（電話 027-212-2333）
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団（電話 027-280-5222）